

(平成25年5月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、A 県 B 市の C 支所で国民年金の加入手続を行い、その際に交付を受けた年金手帳には、国民年金に初めて被保険者となった日は昭和 50 年 7 月 1 日と記載されている。

また、国民年金保険料を納付することができた期間については、送られてきた納付書で、全て納付したはずである。

保険料を納付したことが分かる領収書等の資料は無く、実際に納付した保険料の金額は記憶していないが、申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送られてきた納付書で、納付できる期間の国民年金保険料を全て納付したはずであると主張しているところ、国民年金手帳記号番号の払出簿及び申立人の記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 52 年 4 月又は同年 5 月頃と推認でき、加入手続を行った時点で申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった上、申立期間の保険料額は、納付済みとなっている申立期間直後の昭和 51 年度以降の保険料額より低額であることから、申立人が 9 か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

また、申立人の申立期間を除く国民年金加入期間については、保険料は全て納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない上、前納している期間もあるなど、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、平成18年9月から19年8月までを14万2,000円、同年9月から同年12月までを13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は4万9,000円、申立期間③及び④は4万8,000円、申立期間⑤は4万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年9月1日から20年1月16日まで
② 平成17年8月1日
③ 平成17年12月1日
④ 平成18年8月1日
⑤ 平成18年12月1日

申立期間①について、年金記録を確認したところ、A社は、給与支給明細書に記載された金額とは違う内容の届出をしているようだ。当該期間について、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、申立期間②、③、④及び⑤について、標準賞与額の記録が無いことが分かった。

賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①については、標準報酬月額の変動を、申立期間②、③、④及び⑤については、標準賞与額の年金記録に係る確認を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに見合う標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支給明細書及び源泉徴収票から推認できる厚生年金保険料額から、平成 18 年 9 月から 19 年 8 月までは 14 万 2,000 円、同年 9 月から同年 12 月までは 13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの供述は得られないものの、申立人の所持する給与支給明細書等で推認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから判断すると、事業主は給与支給明細書等で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額については、申立人から提出された給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は 4 万 9,000 円、申立期間③及び④は 4 万 8,000 円、申立期間⑤は 4 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から供述が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4661

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4663

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4664

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4665

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社Cから同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4666

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4668

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）国民年金 事案 2647

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 3 月まで

私は、私の両親から国民年金をきちんと納付するように言われていたので、申立期間の国民年金保険料は、父に毎月現金を渡し、父が自宅でA町内会の集金人に納付していたはずである。

両親の保険料は、納付済みとされているのに、几帳面^きだった父が私の保険料のみを払い忘れるとは考えられない。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親に毎月現金を渡し、父親は自宅でA町内会の集金人に納付していたと主張しているものの、申立人の両親に係るB市の国民年金被保険者名簿には、「納組コード」が記載されていることが確認できるが、申立人に係る同市の被保険者名簿には、その記載は見当たらないところ、同市は、通常、「納組コード」が記載されている被保険者は、納付組合による集金によって保険料を納付し、記載されていない被保険者は、納付書による自主納付であることが考えられると回答していることから、申立人とその両親の納付方法は異なっていたことがうかがえる。

また、前述の両親の被保険者名簿によると、申立期間と同期間の保険料は5回にわたり納付されていることが確認できるところ、両親及び申立人の住所の変更などが無い状況下で、行政機関が申立人の納付に関する事務処理を連続して誤るとは考え難い上、申立人に係るB市の被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録は一致していることが確認できる。

さらに、申立人の父親及びA町内会の集金人は、既に死亡しており、具体的な保険料の納付について供述を得ることはできず、申立人及びその父親が申

立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月まで

私は、A 県 B 市に所在する C 学校を卒業して D 県 E 町の実家に帰った後の昭和 50 年 5 月頃、私の母と共に E 町役場に出向き、それまで未納になっていた申立期間の国民年金保険料を一括して納付した。

申立期間の納付記録が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 50 年 5 月頃に、E 町において一括して納付したと主張しているものの、B 市 F 区の国民年金被保険者名簿によると、申立人が 49 年 4 月 7 日に加入手続した際の記録は任意加入となっていることが確認でき、その後に申立人が転居した E 町の国民年金被保険者名簿においても、申立人は任意加入被保険者として管理されていたことが確認できるところ、任意加入被保険者は、制度上、遡って加入することはできず、その保険料納付義務は資格取得日から発生することから、申立期間は、加入手続を行った当時においても、また、申立人が一括納付したとする 50 年 5 月頃の時点においても未加入期間であり、申立期間の保険料を遡って納付することはできなかつたものと判断される。

また、昭和 50 年 5 月頃は、第 2 回目の特例納付実施期間中ではあるものの、前述のとおり、申立期間は、当時未加入期間であり、特例納付することはできず、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に婚姻後、同年 4 月に前職を辞めて A 学校に入学した。その後、私の妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻の国民年金保険料と一緒に私の保険料も妻が納付していたはずである。

私の年金手帳の国民年金被保険者資格の取得日が、前職を辞めた昭和 52 年 4 月 1 日に訂正されているにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 3 月に婚姻後、申立人の妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿並びに申立人及びその妻の記号番号の前後にある任意加入被保険者の資格取得日によると、申立人の記号番号は 54 年 1 月に、申立人の妻の記号番号は 52 年 10 月にそれぞれ払い出されていることが推認できることから、申立人及びその妻の国民年金の加入手続を行った時期は異なっている上、申立期間当時、申立人に対して別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、A 学校に在籍している学生であることから任意で国民年金の被保険者資格を取得することとなり、制度上、遡って当該資格を取得することはできないところ、申立人が所持する年金手帳の国民年金記録のページにおいて、当該資格の取得日が昭和 54 年 1 月 11 日から 52 年 4 月 1 日に訂正されていることが確認できるものの、申立人に係る B 市 C 区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の資格取得日欄には、「54.01.11」と印字されており、年金手帳に記載された当該資格の取得日の訂正に係る記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、申立人

及びその妻は、申立人の当該期間の国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、上記被保険者名簿の検認記録欄における昭和 53 年 12 月の欄には「納付不要」、54 年 1 月の欄には「定納」と押印されており、申立人の記号番号が払い出された同年 1 月分から保険料が納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立人の保険料に関する納付方法、納付額及び納付場所並びに申立人の年金手帳における被保険者資格の取得日が訂正された時期について、記憶が明確ではない旨供述しているほか、申立人及びその妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 12 月 25 日
② 平成 16 年 12 月 13 日

A社から申立期間①及び②に支給された賞与について、社会保険事務所（当時）に賞与支払届が出されていなかったため、標準賞与額に係る年金記録が確認できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所が提出した所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び月別給料一覧表によると、申立人は申立期間①及び②において、事業主から賞与の支給を受けているものの、当該賞与からいずれも厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立事業所の申立期間①及び②当時の給与事務担当者は、賞与に係る厚生年金保険料について、賞与から控除する以外の方法では徴収していないと回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び②について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 21 年 8 月 1 日から 22 年 2 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②に係る標準報酬月額に係る年金記録について疑問があったため、管轄年金事務所に調査を依頼したところ、現在の記録で間違いのないとの回答を得た。

しかし、私名義の当時の預金通帳に記載されている給与の振込金額から見ると、申立期間①及び②に係る給与の総支給額は、14万円から15万円ぐらいはあったと思われる。

給与明細書等は所持していないが、調査して、申立期間①及び②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①のうち、平成 21 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間については、申立人が提出した預金通帳の写し及びA社が提出した当該期間に係る給与明細書により、当該期間に係る報酬月額は、オンライン記録の標

準報酬月額より低額となっていることが確認できる。

また、申立期間①のうち、平成 21 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人が提出した当該期間に係る預金通帳の写し及び申立事業所が提出した当該期間に係る給与明細書によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、申立期間①の全ての期間における給与明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間②のうち平成 21 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び同年 12 月 1 日から 22 年 2 月 1 日までの期間については、申立人が提出した預金通帳の写し並びに B 社が提出した当該期間に係る給与明細書、賃金台帳及び源泉徴収簿によると、申立人の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、給与明細書の厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 21 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間については、申立人が提出した預金通帳の写しによると、申立事業所から振り込まれた給与額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、当時の事業主から回答が得られないことから、当該期間の厚生年金保険に係る届出及び厚生年金保険料の控除額について確認することができず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4671

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月 2 日から 51 年 4 月 1 日まで
② 昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 8 月 1 日まで

私は、申立期間①については、A社でB職種として勤務し、申立期間②については、C社でD職種として勤務したので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない上、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人が申立期間①当時に、同社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることができず、申立期間①における勤務の実態を推認することができない。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和 50 年 9 月 2 日と記録されており、当該記録は、オンライン記録と一致している上、同年 9 月 20 日に申立人に係る健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納された旨の記載が確認できる。

さらに、A社は、昭和 61 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる賃金台帳等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、昭和 50 年 9 月に国民年金の被保険者資格

を取得した旨の記載がある上、申立期間①において、国民年金保険料が現年度納付されている記録が確認できる。

2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、C社の離職日は、昭和52年10月31日となっており、同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和52年11月1日）の前日と一致しており、申立期間②における勤務の実態を推認することができない。

また、C社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、同社における申立人の退職時期に係る記憶は定かではなく、申立人が申立期間②当時に、同社に勤務していたことをうかがわせる供述を得ることはできない。

さらに、商業登記簿謄本によると、C社は、平成元年12月3日に解散しており、事業主と連絡が取れないことから、貸金台帳等の資料を得ることができず、このほかに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金保険料納付状況確認書並びに申立人に係る国民年金被保険者台帳及び国民年金被保険者名簿によると、申立期間②のうち、昭和53年4月以後の期間については、国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できる。

3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。